

南風原町議会基本条例（逐条解説付き）

南風原町議会基本条例は、前文と 9 章 28 条の条文でできています。

平成 25 年 12 月の町議会定例会で議決され、平成 26 年 1 月 1 日にスタートしました。

前文

南風原町は、沖縄本島南部のほぼ中央に位置し、県都那覇市を含む 6 つの市町に囲まれ、県内で唯一海に面していない町である。首里王府時代から陸上交通の要衝として発展を続けてきた。

南風原町の議決機関は、明治 32 年(1899 年)沖縄県間切規定により「南風原間切会」から明治 41 年(1908 年)4 月 1 日「沖縄県及び島嶼町村制」^{とうしょ}の施行により村議会へと移行した。その後、悲惨を極めた沖縄戦と 27 年間に及ぶ米国施政権下を経て、昭和 47 年(1972 年)の本土復帰により、日本国憲法及び地方自治法に基づく自治体及び議会として再出発し現在に至っている。

この間、先人たちは、幾多の困難を克服し、恒久平和を希求し、自治の確立と町民福祉の向上、繁栄の基盤を築き、常に町民の幸せと町政の発展のため、地方自治の進展に努めてきた。

南風原町議会は、町民から選挙で選ばれた議員によって構成され、同じく町民から選ばれた町長とともに、南風原町民の代表機関を構成する。

憲法は町長には執行権を、議会には議決権を与え、お互いにその権限を均衡させ、いわゆる「二元代表制」に基づく地方自治の組織と運営を保障している。

議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、住民の意思を政策に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、南風原町として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、町長とともに町政の発展と町民福祉向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権化が進み、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、執行機関の監視及び評価機能の強化拡充を図るとともに、議員間の自由闊達な討議により積極的な政策立案及び政策提言を行う議会へと自らを改革していくなければならない。

更に、町民の積極的な参加と協働のもと、公平・公正にして透明性のある合議体としての議会づくりを通して、町民の多様な意見を反映でき、町民に開かれ信頼される議会へと成長発展していく必要がある。

このように、議会に課せられた使命を達成するために、議会はここに「南風原町議会基本条例」を制定する。我々は、地方自治法に定められた規定を遵守するとともに、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長及び執行機関との持続的な緊張感の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公共性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等を積極的に進めることにより、町民に信頼される品格と存在感のある議会を築きたいと思う。

解説

前文では、まず本町の歴史的背景や成り立ちなどの特徴を述べています。

つぎに、地方議会の現状を踏まえ、町民と議会が進むべきあり方を確認し、議会に課せられた使命を達成するため明文化し、将来にわたって町民の負託に十分にこたえ、町民に信頼され、町民の福祉の向上と町政発展に全力で取り組んでいくことを決意しました。議会改革の集大成として最高規範であるこの条例を制定することを宣言したものです。